

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他(地方たばこ税)</span>	
要望項目名	たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ	
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方たばこ税</li> <li>・ 特例措置の内容 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、「健康日本21」及び「がん対策推進基本計画」等を踏まえ、喫煙率の減少のためにたばこ税の税率の引上げを要望する。</li> </ul>	
関係条文	地方税法第74条の5、第468条	
要望理由	<p>○平成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においては、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること、並びに価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であること等が規定されている。また、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格が低い状況にある。</p> <p>○「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ対策の一層の取組が求められている。また、「健康日本21」において、たばこに関する目標が設定されていることや、「がん対策推進基本計画」においても、たばこ対策が重要な位置付けとされていることを踏まえ、引き続き、たばこ対策を強力に進める必要がある。</p> <p>○喫煙が健康に与える悪影響は明らかであり、たばこ対策は重要な課題として、平成12年より「健康日本21」において、①喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及、②未成年者の喫煙の防止、③受動喫煙の防止の徹底、④禁煙を希望する者に対する禁煙支援の4つを柱として総合的なたばこ対策を推進してきた。その結果、喫煙率の減少はもとより、「健康日本21」に掲げているたばこに関する全ての項目において改善が見られ、一定の成果を上げてきたところである。今後、更なる喫煙率の減少を図っていくためには、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」でも指摘されているとおり、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に未成年者の喫煙防止に効果的であることから、たばこ税の税率の引上げが必要である。</p>	
増収見込額	(初年度)                      — (—)                      (平年度)                      — (—)                      (単位：百万円)	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> </ul>
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>たばこ税の引上げ</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> <li>平成22年度概算要求において、たばこ対策関係予算として、306百万円を要求している。</li> </ul>
過去の要望経緯	平成19、20年度要望においては、長期検討課題とされていたが、平成21年度要望では、税制改正大綱（自由民主党及び公明党）において、検討事項とされた。	
本要望に対応する縮減案	—	